

新潟県立柿崎病院医療情報システム管理規程

第1 目的および理念

1 目的

この規程は、新潟県立柿崎病院において法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存及び利用を目的としたオーダリングシステム等の情報システムで使用される機器及びソフトウェア並びに運用に必要な仕組み全般（以下「医療情報システム」という。）について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、診療情報の真正性を保障し、適正に保存するとともに、適正に利用することを目的とする。

2 理念

医療情報システムの管理者及び利用者は、診療情報の電子媒体による通信・保存が自己責任の原則に基づいて行われることを認識し、診療情報の真正性、見読性、保存性を確保し、かつ、患者の診療時又は管理運営上必要とされるときに、信頼性のある情報を迅速に提供できるよう、当院全体として環境を整え、適正な運営に努めるものとする。

また、医療情報システムの管理者及び利用者は診療情報を二次利用する場合も患者のプライバシーが侵害されることのないよう配慮しなければならない。

第2 組織

1 システム管理者、運用責任者等

- (1)当院に医療情報システム管理者（以下「システム管理者」という）を置き、病院長をもってこれに充てる。
- (2)病院長は、必要に応じてシステム管理者を別に指名することができる。また、医療情報システムを円滑に運用するため、医療情報システムの運用・監査を担当する責任者（以下「運用責任者」および「監査責任者」という。）を指名する。

2 システム管理者等の責務

- (1)システム管理者・運用責任者・監査責任者は、医療情報システムにおける真正性、見読性、保存性の整備・維持に努めなければならない。
- (2)システム管理者は、医療情報システムの公正かつ効率的な使用を推進し、患者のプライバシーや利益が損なわれないよう、利用者教育を徹底しなければならない。

3 医療情報システム委員会

- (1) 医療情報システムに関する取扱い及び管理に必要な事項を審議するため、病院長の下に医療情報システム委員会（以下「委員会」という）を置く。
- (2) 委員会の委員は、病院長が指定する者をもって構成し、委員長と事務局長を置く。
- (3) 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- (4) 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- (5) 委員長は、必要に応じて関係者を指名し、委員会に参画させることができる。

第3 利用者の責務及び利用者管理

1 利用者の責務

- (1) 利用者は、システム管理者の発行した利用者IDとパスワードについて、これを厳重に管理し、他者に使わせてはならない。また、入力情報の取り扱いに対する利用者自身の自己責任を認識するとともに、与えられたアクセス権限の範囲を超えた操作を行ってはならない。
- (2) 利用者は、医療情報システムの異常やシステムへの不正操作等によるシステムの危機を発見した場合、速やかにシステム管理者へ連絡し、指示に従うなどのシステム防御への対応の責任を負う。
- (3) 利用者は、知り得た情報を業務目的以外に利用してはならない。守秘義務は離職後も負うものとする。
- (4) 利用者は、患者のプライバシーの保護について関係法令を遵守し、医療情報システムを扱うこと。
- (5) 利用者は、マニュアル等によりシステムと運用に関する最新の知識を維持しなければならない。

2 利用者管理

- (1) 利用者権限は利用者が所属する所属長の申請により、システム管理者が決定・付与する。
- (2) 権限及び利用者ID・パスワードはシステム管理者が一括管理する。
- (3) 利用者が、医療情報システムへアクセスした場合、医療情報システムは、電子的に利用者認証と識別を行い、アクセス記録を保存する。また、システム管理者は、利用記録の点検等を実施するものとする。

第4 医療情報システムの安全及び危機管理

1 サーバー室の管理

(1) 医療情報システムの記録媒体を含むサーバー等主要機器は独立したサーバー室に設置するとともに、サーバー室の出入口は常時施錠し、システム運用責任者がその入退室を管理するものとする。

2 不正アクセス・不正使用の防止

- (1) 医療情報システムにおいて、不正アクセスおよび不正使用を防止するため、第3に記述した事項のほか、以下の措置を講ずる。
- ア) 院内の全端末については、外部媒体が電子的に接続できないようにし、職員は不正改造等のないよう管理しなければならない。
 - イ) 利用者権限の設定内容の詳細は医療情報システム委員会において審議し、システム管理者が決定する。この際、システム管理者は、必要に応じて診療録管理委員長の意見を求めるものとする。
 - ウ) 医療情報システムは外部からの不正アクセスを防止するため、そのネットワークを院内にとどめることとする。ただし、医療情報システムのリモートメンテナンス等必要不可欠な外部接続に際しては、医療情報システムの保守業務について業務委託契約を締結した者に限って認めるものとする。

3 システム障害時の対応

- (1) システム障害時は、直ちに院内関係者に周知するものとする。
- (2) システム管理者及び関係者は、速やかに原因究明を行うとともに、医療情報システム委員会に報告し、事後の対応にあたるものとする。
- (3) 各セクションは、紙運用を想定した上で、日頃から伝票類を整理し、不測の事態に備えるものとする。
- (4) システム障害が復旧した場合、速やかに一斉放送により院内関係者に周知するものとする。

第5 その他

この規程に定めがないもの、またはこの規程に関し疑義がある場合は、医療情報システム委員会の審議を経て、病院長がこれを定めるものとする。

この規程は平成28年3月1日より実施する。